

診療用エックス線装置搭載車(移動式医療装置)備付届(兼廃止届)

年 月 日

保健所長 あて

医療機関名

管理者氏名

次のとおり診療用エックス線装置搭載車(移動式医療装置)を一時的に借用して備えたので、医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

また、併せて、各使用年月日における使用終了毎に、当院における当該移動式医療装置を廃止することを、医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

1 病院又は診療所の 名称及び所在地		TEL ()		
2 診療用 エックス 線装置に 関する事 項	製作者名			
	型式			
	定格出力	連続	k V	m A
		短時間	k V	m A s e c
		蓄放式	k V	μ F
	エックス線管の数		管球	
	用途		一般撮影・透視・CT・歯科用・骨塩定量分析 その他()	
車番				
3 エックス 線診療に 従事する 者の氏名 及び経歴	氏名	職種	エックス線診療に関する経歴	
4 使用 年月日	計 日間			

5 診療用エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要	共通	エックス線管容器及び照射筒のろうえい放射線量	治療用装置	定格管電圧50キロボルト以下	装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率	1.0ミリグレイ毎時以下・超える
				定格管電圧50キロボルトを超える	焦点から1mの距離における空気カーマ率 装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率	10ミリグレイ毎時以下・超える 300ミリグレイ毎時以下・超える
			口内法撮影用装置	定格管電圧125キロボルト以下	焦点から1mの距離における空気カーマ率	0.25ミリグレイ毎時以下・超える
			コンデンサ式装置	充電時で照射時以外するとき	装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率	20マイクログレイ毎時以下・超える
			上記以外の装置		焦点から1mの距離における空気カーマ率	1.0ミリグレイ毎時以下・超える
	附加濾過板	口内法撮影用装置	定格管電圧70キロボルト以下	有 (mmアルミニウム当量) ・ 無 (ただし、アルミニウム当量1.5mm以上のこと)		
		乳房撮影用装置	定格管電圧50キロボルト以下	有 (mmアルミニウム当量又は mmモリブデン当量) (ただし、アルミニウム当量0.5mm以上又はモリブデン当量0.03mm以上のこと) 無		
		上記以外の装置		有 (mmアルミニウム当量) ・ 無 (ただし、アルミニウム当量2.5mm以上のこと)		
	透視用装置	透視中の患者への入射線量率 (患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率)		高線量率透視制御を備えていない装置	50ミリグレイ毎分以下・超える	
				高線量率透視制御を備えた装置	125ミリグレイ毎分以下・超える	
		タイマー (透視時間が積算及び一定時間経過した場合に警告音等を発することができるもの)		有 ・ 無		
		焦点皮膚間保持装置 (30cm) (ただし、手術中に使用する装置は20cm以上)		有 ・ 無		
				30cm未満で照射することを防止するインターロック	有 ・ 無	
		利用線錐可動しぼり装置		有 ・ 無		
		利用線錐中の蛍光板、受像器を通過したエックス線の遮蔽		接触可能表面から10cmの距離に空気カーマ率	150マイクログレイ毎時以下・超える	
	透視時の最大照射野を3cm超える部分の遮蔽		接触可能表面から10cmの距離に空気カーマ率	150マイクログレイ毎時以下・超える		
	被写体の周囲の利用線錐以外のエックス線の遮蔽装置		有 ・ 無			

5	診療用エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要	撮影用装置 (胸部集検用間接撮影装置を除く)	エックス線照射野を絞る装置 (CTエックス線装置を除く)		有	・	無		
			口内法撮影用エックス線装置		照射筒の端における照射野直径6.0cm 以下			・	超える
			焦点皮膚 間距離	口内法 撮影用 装置	定格管電圧70キロ ボルト以下	1.5 cm以上	・	未満	
					定格管電圧70キロ ボルト超	2.0 cm以上	・	未満	
			(骨塩定量 分析装置 を除く)	歯科用パノラマ断層撮 影装置		1.5 cm以上	・	未満	
				CTエックス線装置		1.5 cm以上	・	未満	
	乳房撮影用エックス線装 置(拡大撮影に限る)			2.0 cm以上	・	未満			
	胸部集 検用 間接 撮 影 装 置	上記以外の装置		4.5 cm以上	・	未満			
		受像面有効面積外照射防止装置 (角錐型照射筒)		有	・	無			
		受像器の一次防護遮蔽体 (装置の接触可能表面から10cmの距離におい て空気カーマ1.0マイクログレイ/1ばく射以下)		有	・	無			
被照射体周囲の箱状遮蔽物 (装置の接触可能表面から10cmの距離におい て空気カーマ1.0マイクログレイ/1ばく射以下)		有	・	無					
	骨塩定量分析 装置	使用時の機器から 1 m離れた場所 6 μ S v / h		以下	・	超える			
6	放射線障 害防止に 関する予 防措置の 概要	管理区域の標識			有	・	無		
		注意事項 の揭示等	注意事項の 揭示	患者	有	・	無		
				従事者	有	・	無		
		放射線 診療従 事者等 の被曝 防止	被曝線量 測定用具		フィルムバッチ・ポケット線量計・TLD・リングバッチ その他 ()				
			防護用具		鉛入り防護服等	有	・	無	
7	放射線量率測定結果		適合している				・	不適合	

添付書類

- 1 診療用エックス線装置搭載車を配置する場所がわかる図面
- 2 放射線量率測定結果報告書